

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	・	・	法人名	()
--------	---	---	-----	-----

当期留保金個別帰属額の計算	個別留保所得金額(別表四の二付表「46の②」)	1	円	所得基準額を連結帰留保控除額とする場合	個別所得金額仮計(別表四の二付表「41の①」)	24	円
	連結法人間配当等の当期支払額	2			分割前事業年度等の欠損金の損金算入額(別表四の二付表「8の①」)	25	
	連結法人間配当等の当期受取額	3			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額(別表八の二「26」)	26	
	前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)(前期の(5))	4			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四の二付表「23の①」及び「26の①」)	27	
	当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	5			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額(別表十(二)「42」のうち帰せられる金額)	28	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額	6			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額(別表十(一)「9」又は「12」のうち帰せられる金額)	29	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額	7			収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額(別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」のうち帰せられる金額又は「40」)	30	
	別表一の二(一)「5」、「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額	8			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額(別表十(六)「22」のうち帰せられる金額)	31	
	個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額	32	
	個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額	10			個別課税済留保金額(別表十七(二)の二「35」)	33	
	(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-(別表六の二(四)付表「19」+「21」)-別表六の二(五)「15」-別表六の二(六)「16」-別表六の二(七)「22」-別表六の二(八)「16」-別表六の二(九)「23」-別表六の二(十)「26」-別表六の二(十一)「22」-別表六の二(十三)「17」	11			個別課税対象留保金額(別表十七(二)「40」)	34	
	住民税額(12)と(11)のうち多い金額)×20.7%	12			連結所得等個別帰属額(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35	
	当期留保金個別帰属額(1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(12)	13			留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額((13)の金額がある連結法人の(35)の合計額)	36	
積立金基準額を連結留保控除額とする場合	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	14			課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額(別表三の二「28」)	37	
	同上の25%相当額	15			課税連結留保金額の計算における所得基準額(別表三の二「29」)	38	
	期首連結個別利益積立金額(別表五の二(一)付表(一)「25の①」)又は(別表五の二(一)付表(一)「25の①」)-(4)	16			個別所得基準額(38)×(35)と(37)のうち多い金額	39	
	期中増減	17			前期末の総資産の額	40	
	期中増減	18			前期末の自己資本の額((前期末連結個別資本金等の額)+(前期末連結個別利益積立金額等)+(前期末同株主借入金等の額))	41	
	期末連結個別利益積立金額(16)+(17)-(18)	19			個別帰属自己資本基準額((40)-(41))× $\frac{3}{7}$ -(41)	42	
	個別帰属利益積立金差額(15)-(19)	20			留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属自己資本基準額の合計額((13)の金額があり(42)の金額がプラスである連結法人の(42)の合計額)	43	
	留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額((13)の金額がある連結法人の(20)の合計額)	21			課税連結留保金額の計算における自己資本基準額(別表三の二「32」)	44	
	課税連結留保金額の計算における積立金基準額(別表三の二「15」)	22			個別自己資本基準額(44)× $\frac{(42)}{(43)}$	45	
	個別積立金基準額(22)× $\frac{(20)}{(21)}$ と(22)のうち多い金額	23			基準個別留保金額(13)-(23)、(39)、(45)又は0)	46	

連結個別留保税額の計算

年3,000万円相当額以下の金額((46)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	47	円	(47)の10%相当額	50	円
年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額((46)-(47)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(47)のいずれか少ない金額)	48	円	(48)の15%相当額	51	円
年1億円相当額を超える金額(46)-(47)-(48)	49	円	(49)の20%相当額	52	円

連結留保税額の個別帰属額の計算

連結個別留保税額(50)+(51)+(52)	53	円	連結留保税額(別表三の二「42」)	55	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額(各連結法人の(53)の合計額)	54	円	連結留保税額の個別帰属額(55)× $\frac{(53)}{(54)}$	56	円

別表三の二付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合又は平成19年改正前の法（以下「旧法」といいます。）第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が旧法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載します。
- 2 各連結法人において令第9条の2第1項第2号の2（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、当該金額を「個別留保所得金額（別表四の二付表「46の②」）1」の欄の上欄に内書として記載します。
この場合には、「当期留保金個別帰属額¹³」の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「1」から減算して計算します。
- 3 「連結法人間配当等の当期支払額2」の欄は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額（令第155条の23第1項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額をいいます。以下同じです。）を記載します。
- 4 「連結法人間配当等の当期受取額3」の欄は、その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。
- 5 「当期末配当等の額⁵」の欄は、（連結法人間配当等の額を除く。）」
法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する法第2条第18号の3に規定する連結個別利益積立金額を記載します。
- 6 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額6」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する収入すべき

- 金額を記載します。
- 7 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額7」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する支出すべき金額を記載します。
- 8 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額9」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別所得金額に令第155条の25第1号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 9 「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額10」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額に令第155条の25第1号の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。
- 10 「(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-(別表六の二(四)付表一「9」+「21」)-別表六の二(五)「15」-別表六の二(六)「22」-別表六の二(七)「22」-別表六の二(八)「16」-別表六の二(九)「23」-別表六の二(十)「26」-別表六の二(十一)「22」-別表六の二(十三)「17」11」の欄は、連結親法人が措置法第68条の15の2第2項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人に該当する場合において、同条第1項の規定の適用を受けるときには、「(8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「14」-(別表六の二(四)付表一「9」+「21」)-別表六の二(五)「15」-別表六の二(六)「22」-別表六の二(七)「22」-別表六の二(八)「16」-別表六の二(九)「23」-別表六の二(十)「26」-別表六の二(十一)「22」-別表六の二(十二)「17」11」と読み替えて計算した金額を記載します。
- 11 「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額32」の欄は、平成18年改正前の措置法第68条の105第1項（株式移転に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額のうち各連結法人に帰せられる金額を記載します。